

新旧対照表

(注) アンダーラインを付した部分は改正部分である。

改正後	改正前
<p>別冊 酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達</p> <p>第2編 酒税法関係 第3条 その他の用語の定義 (共通事項)</p> <p>7 酒類の原料として取り扱わない物品 次に掲げる物品は、酒類の原料として取り扱わない。 なお、その使用について食品衛生法の適用を受けることに留意する。</p> <p>(1) 健全な酒母の育成を図るための手段として、酒母に加える培養酵母又は酵母に付随している必要最少量の培養液</p> <p>(2) 発酵を助成促進し又は製造上の不測の危険を防止する等専ら製造の健全を期する目的で、仕込水又は製造工程中に加える必要最少限の次の物品</p> <p>イ 酸類（乳酸（乳酸菌を含む。）、りん酸、りんご酸、無水亜硫酸、酒石酸）</p> <p>ロ 塩類（食塩、酸性りん酸カリウム、酸性りん酸カルシウム、りん酸アンモニウム、硫酸マグネシウム、硫酸カルシウム、メタ重亜硫酸カリウム、塩化カルシウム、塩化マグネシウム、硝酸カリウム、硫酸アンモニウム）</p> <p>ハ 除酸剤（炭酸カルシウム、アンモニア）</p> <p>ニ ビタミン類（チアミン塩酸塩）</p> <p>ホ 酵母発酵助成剤（不活性酵母、酵母エキス、酵母細胞壁、りん酸アンモニウム、硫酸マグネシウム、硫酸亜鉛、チアミン塩酸塩、葉酸、パントテン酸カルシウム、ナイアシン、ビオチン又はこれらで組成されるもの）</p> <p>ヘ 酸素、炭酸ガス（二酸化炭素）</p> <p><u>ト 果実酒及び甘味果実酒の製造工程中に加えるパーライト、ばれいしょたんぱく質、酵母たんぱく質抽出物、アルギン酸カルシウム、アルギン酸カリウム、リゾチーム、微結晶セルロース</u></p> <p>(3) (省略)</p> <p><u>(4) 法第3条第13号イからニまでに規定する果実酒及び同条第14号イからハマまでに規定する甘味果実酒の製造工程中に着香又は酸化防止の目的で加える必要最少限のチップ状又は小片状のオーク（ブナ科コナラ属の植物をいう。）</u></p> <p>(5) 変調を来したもろみ等の救済のために使用する規則第13条第8項《みなし製造の規定の適用除外等》に掲げる物品</p> <p>(6) 蒸留の操作を容易にするために使用するもみがら</p> <p>(7) 蒸し米の粘結化を防ぎ、酒造操作を容易にする目的で原料米処理工程中使用するグリセリン脂肪酸エステル</p> <p>(8) 蒸留の用に供するもろみ等に泡を消す目的で発酵中又は蒸</p>	<p>別冊 酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達</p> <p>第2編 酒税法関係 第3条 その他の用語の定義 (共通事項)</p> <p>7 酒類の原料として取り扱わない物品 次に掲げる物品は、酒類の原料として取り扱わない。 なお、その使用について食品衛生法の適用を受けることに留意する。</p> <p>(1) 健全な酒母の育成を図るための手段として、酒母に加える培養酵母又は酵母に付随している必要最少量の培養液</p> <p>(2) 発酵を助成促進し又は製造上の不測の危険を防止する等専ら製造の健全を期する目的で、仕込水又は製造工程中に加える必要最少限の次の物品</p> <p>イ 酸類（乳酸（乳酸菌を含む。）、りん酸、りんご酸、無水亜硫酸、酒石酸）</p> <p>ロ 塩類（食塩、酸性りん酸カリウム、酸性りん酸カルシウム、りん酸アンモニウム、硫酸マグネシウム、硫酸カルシウム、メタ重亜硫酸カリウム、塩化カルシウム、塩化マグネシウム、硝酸カリウム、硫酸アンモニウム）</p> <p>ハ 除酸剤（炭酸カルシウム、アンモニア）</p> <p>ニ ビタミン類（チアミン塩酸塩）</p> <p>ホ 酵母発酵助成剤（不活性酵母、酵母エキス、酵母細胞壁、りん酸アンモニウム、硫酸マグネシウム、硫酸亜鉛、チアミン塩酸塩、葉酸、パントテン酸カルシウム、ナイアシン、ビオチン又はこれらで組成されるもの）</p> <p>ヘ 酸素、炭酸ガス（二酸化炭素）</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(3) (同左)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(4) 変調を来したもろみ等の救済のために使用する規則第13条《みなし製造の規定の適用除外等》第8項に掲げる物品</p> <p>(5) 蒸留の操作を容易にするために使用するもみがら</p> <p>(6) 蒸し米の粘結化を防ぎ、酒造操作を容易にする目的で原料米処理工程中使用するグリセリン脂肪酸エステル</p> <p>(7) 蒸留の用に供するもろみ等に泡を消す目的で発酵中又は蒸</p>

改正後	改正前
<p data-bbox="156 197 783 226">留直前に特に必要な場合に限って添加するシリコーン樹脂</p> <p data-bbox="121 277 453 306">(果実酒及び甘味果実酒の定義)</p> <p data-bbox="105 315 325 344">11 オークの取扱い</p> <p data-bbox="129 351 804 421">令第7条第4項に規定する「オーク」とは、<u>共通事項の7の(4)に定める植物</u>をいう。</p>	<p data-bbox="874 197 1501 226">留直前に特に必要な場合に限って添加するシリコーン樹脂</p> <p data-bbox="839 277 1171 306">(果実酒及び甘味果実酒の定義)</p> <p data-bbox="823 315 1043 344">11 オークの取扱い</p> <p data-bbox="847 351 1522 421">令第7条第4項に規定する「オーク」とは、<u>ブナ科コナラ属の植物</u>をいう。</p>